

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

1 県における推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は、庁内のいろいろな部署で行われている事業と直接的、間接的に結びついているものが多いため、これらの事業を横断的に結び、着実にまた効果的に進める必要があります。そのため、県では次のような取組を推進していきます。

➤ 庁内における推進機能の充実

庁内における男女共同参画推進のための組織として、「千葉県男女共同参画推進本部」を設置していますが、より横断的かつ効果的に事業を進めるため、その下部組織である同本部幹事会の活用を図り、同本部の総合的調整機能を強化し、全庁的な取組を推進します。

➤ 千葉県男女共同参画推進懇話会の充実と連携強化

男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進について、幅広い分野から意見を聴取するため設置している「千葉県男女共同参画推進懇話会」の下に、新たに「千葉県男女共同参画計画評価専門部会」及び「千葉県DV防止・被害者支援基本計画管理委員会」を設置し、同懇話会の体制を強化するとともに、各種事業を計画的に進行管理していきます。

➤ 苦情処理機関の設置

基本法及び改正DV防止法（*13ページ本文参照）を踏まえ、県の男女共同参画に関する施策や、DV被害者の保護に当たる県職員等の職務執行に関する苦情等を適切に処理し、県民の声を的確に反映させるための公正・中立的な立場にある第三者による「千葉県男女共同参画苦情処理委員」を設置します。

➤ ちば県民共生センター及びちば県民共生センター東葛飾センターの充実

男女共同参画社会づくりのための事業推進拠点として設置した「ちば県民共生センター」及び「ちば県民共生センター東葛飾センター」について、女性のみならず男性のための相談や、女性・男性の生き方を考える講座の開催、子育て中の父母の支援など、男女双方に向けた事業を推進し、男女共同参画に関する広報や啓発を行うとともに、遠隔地の県民にも地域性を踏まえた男女共同参画事業を実施します。

➤ **千葉県男女共同参画条例の制定**

県民の要望に沿った男女共同参画施策を、全県的に円滑に促進するための条例の制定について検討します。

2 市町村との連携の強化

男女共同参画社会の実現のため、県民にとってより身近な存在である市町村との連携を図ることが重要です。県内の市町村は地域により推進体制が異なるため、地域の実情に合わせた男女共同参画行政の推進を支援するとともに、市町村と連携し、効果的・効率的な男女共同参画施策の展開を図ります。

➤ **千葉県男女共同参画地域推進員の設置**

地域の特性に根ざした男女共同参画を推進するため、地域において県や市町村との連絡を担当し、また市町村と連携して、住民の要望に沿った広域な広報・啓発活動を行う「千葉県男女共同参画地域推進員」を各市町村に設置します。

➤ **市町村における推進体制等整備の促進**

市町村合併によって新たに生まれた市町をはじめ、男女共同参画について組織として全市町村が取り組めるよう、担当課長会議や担当者セミナー、情報紙などを通じて情報を提供・共有するとともに、市町村の推進体制づくりを支援していきます。

➤ **全市町村における「男女共同参画計画」策定の促進**

合併後の56市町村のうち、計画策定済みの市町村は平成18年3月末現在で26市(46.4%)であり、合併前に計画を策定していた市町を主体に、積極的に計画策定に取り組めるよう、県としても支援していきます。

3 民間と行政との連携の強化

男女共同参画社会の実現のためには民間との協働が不可欠であり、計画策定に当たって強化された民間と行政との連携体制を、より強力で継続的なものとするための組織づくりを進め、民間と行政の協働による男女共同参画を促進していきます。

➤ **千葉県男女共同参画推進連携会議の設置**

計画策定の当初の段階から、県民の代表や各種団体の代表者・学識経験者等と協働して計画策定に当たった経験を生かし、新たに地域団体なども交えた男女共同参画社会づくりのための連携組織として、「千葉県男女共同参画推進連携会議」を設置し、民間の自主的な活動推進を支援します。

➤ **民間や市町村との連携の強化**

「ちば県民共生センター」等を核として男女共同参画に関する情報を発信することにより、近隣市町村や地域の民間団体等を含めた男女共同参画社会づくりのための連携協力網をつくります。

4 国、各都道府県との連携の強化

県民からの要望に沿った男女共同参画社会の実現に関する施策や制度等について、本県のみでは円滑に進められないことや、他都道府県と協力することにより効果的な進展が見込まれることについて、他都道府県と協力して国へ働きかけていきます。また、他の都道府県と情報交換等を行いながら、効果的な男女共同参画施策を展開していきます。

➤ **法制度の整備や施策の充実についての国への働きかけ**

税制改革や健康保険制度の見直し、及び労働関係や福祉の分野においても、男女共同参画の視点から制度等を整備する必要があると考えられるものについては、全国知事会男女共同参画特別委員会をはじめとする全国知事会の各種委員会等を活用し、他の都道府県とも連携・協力して、担当省庁にその整備を要望していきます。

また、国と連携を図ることにより、実効性のある取組を展開していきます。

➤ **他都道府県との男女共同参画に関する情報交換**

それぞれの都道府県の情報を共有することにより、男女共同参画社会の実現のためのより実効性のある取組を進めていきます。

県民の意見から

- 施設は中央に集中しておりなかなか使用できないので、地方にも設置してほしい。
- 市町村によって男女共同参画の推進状況に格差があるため、足並みが揃うようにしてほしい。

※県民集会やタウンミーティング等で県民からいただいた意見を掲載しています。
(巻末資料をご覧ください。)